

太陽光発電設備からの電力買取に関する受給契約要綱

1. 本要綱について

- (1) この太陽光発電設備からの電力買取に関する受給契約要綱（以下「本要綱」といいます。）は、川崎未来エナジー株式会社（以下「当社」といいます。）が、お客さまの家庭用太陽光発電設備（以下「発電設備」といいます。）により発電される電力からお客さまが自ら消費する電力を除いた電力（以下「発電余剰電力」といいます。）を買い取る場合の契約（以下「買取契約」といいます。）の条件を定めたものです。
- (2) 本要綱の対象となる発電設備は10kW未満であり、再生可能エネルギー買取制度の認定を受けていない、もしくは再生可能エネルギー買取制度による調達期間が満了したものに限り、また、原則として川崎市に所在するものに限ります。

2. 要綱の変更

- (1) 当社は、お客さまの発電設備の発電場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款および託送供給等約款以外の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）が改定された場合、消費税率その他の租税公課が改定された場合、法令の改正により本要綱の変更の必要が生じた場合、政策動向、エネルギー市場環境、電力調達および需要の状況等の重要な変化があった場合、その他当社が必要と判断した場合には、本要綱を変更することがあります。
- (2) 当社は、本要綱を変更する場合、あらかじめ変更後の要綱を当社のホームページに掲載する方法その他当社が適当と判断した方法により公表いたします。
- (3) 本要綱が変更された場合、契約期間満了前であっても、買取契約の条件は変更後の本要綱によります。

3. 用語の定義

次の用語は、本要綱においてそれぞれ次の意味で使用するものとし、本要綱に定めのない用語の定義は原則として一般送配電事業者等が定める託送約款等によるものとします。

- (1) **買電量**
当社がお客さまから買取りを行った発電余剰電力量をいいます。
- (2) **非化石価値等**
エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用および化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号、その後の改正を含みます。）において非化石比率算定時に非化石電源として計上することが許容される価値その他の非化石電源に由来する電気の持つ環境価値をいいます。
- (3) **再生可能エネルギー買取制度**
原則として、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法その他の関係法令等に基づき所定の調達価格および調達期間を条件として電気事業者等が再生可能エネルギー電気の調達を行なう仕組みをいいます。
- (4) **系統連系受電サービス料金**
託送約款等に基づき、一般送配電事業者等が算定する、系統連系受電契約に係る料金をいいます。

4. 適用条件

- (1) 本要綱の適用に際しては、次の条件をすべて満たすことが必要です。
- (ア) お客様が本要綱、その他の説明事項等を承諾の上で、買取契約に申込みいただくこと。
 - (イ) 受電地点が一般送配電事業者である東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域内（離島を除きます。）であり、かつ、原則として川崎市内であること。
 - (ウ) 一般送配電事業者等が定める託送約款等における発電者に関する事項を遵守することにご承諾いただくこと。
 - (エ) 一般送配電事業者等が設置する電力量計で計量できること。
 - (オ) 発電設備からの電気が有する供給力価値（kW価値）および非化石価値等が当社に帰属することを承諾していただくこと。
 - (カ) 上記の他、当社が適当ではないと判断する状況が認められないこと。
- (2) 適用条件を満たさない場合、当社は買取契約の承諾をいたしません。
- (3) 契約後に適用条件を満たさなくなった場合には、当社は、14に定める契約の解除および9に定める買電額のお支払いを留保する等の必要な措置を取ることができるものとします。

5. 申込み

- (1) 買取契約をご希望されるお客様は、次の事項を明らかにして、当社所定の様式・Webフォーム等により、当社に申込みいただきます。
- (ア) 発電場所（受電地点特定番号を含みます）
 - (イ) 発電者名義
 - (ウ) 発電設備等の概要（発電設備容量を含みます）
 - (エ) 現買取事業者に係る情報（スイッチングの場合に限ります）
 - (オ) 電気需給契約の内容
 - (カ) 買取開始希望日
 - (キ) 買電額の振込先口座（原則として、(イ)の名義と同一であることを要します）
 - (ク) その他必要な事項
- (2) 当社は、原則として、(1)の事項に不足がなく、かつ、お客様が4に定める条件をすべて満たしていると当社が判断した場合に、(1)の申込みを承諾します。
- (3) 当社は、申込み承諾後に、電力広域的運営推進機関のスイッチング支援システムを通じた買電者変更その他の契約に必要な手続きを実施いたします。この場合、お客様には、必要な協力をさせていただきます。
- (4) (1)～(3)に関わらず、政策動向、エネルギー市場環境、電力調達および需要の状況により、当社の判断によって、申込みの受け付けまたは契約手続きを停止することがあります。

6. 契約成立と契約期間

- (1) 買取契約は、5(2)に定める当社が承諾した日をもって成立します。
- (2) 買取契約の買取開始日は、原則として、買取開始希望日以降最初に到来する検針日または計量日（以下「検針日」といいます。）といたします。
- (3) 買取契約の契約期間は、契約が成立した日から、買取開始日が属する年度（4月1日から翌年3月31日までの期間をいいます。）の最終検針日の前日までとします。契約満了日までにお客さま、または当社からの申し出がない場合には、自動的に1年延長され

るものとし、その後も同様といたします。

- (4) 契約の単位は、原則として、1受電地点特定番号について1契約種別を適用して、1買取契約を結びます。

7. 買電量の計量

- (1) 買電量は一般送配電事業者等が行う検針または計量により確定するものとし、その値は当社が一般送配電事業者等から入手するものとします。
- (2) 買電量の単位は1キロワット時(kWh)とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入します。

8. 買電額の算定

- (1) 買電額は、買電量に買電単価（消費税相当額を含みます。）を乗じて算定するものとし、一般送配電事業者等より系統連系受電サービス料金の請求がある場合には、買電額から当該系統連系受電サービス料金を控除する方法でお客さまにご負担いただきます。

買電単価	10.0円/kWh
------	-----------

- (2) 買電額の単位は1円とし、その端数は切り上げます。
- (3) (1)には消費税等相当額を含むものといたします。
- (4) 買電額から系統連系受電サービス料金を控除した金額が負の値となる場合、当社は、原則として、その不足分を次の振込の時期に支払う買電額から控除するものとし、不足分の全額を次の振込の時期に支払う買電額から控除できない場合、以降もこの例によるものといたします。
- (5) (1)の単価には供給力価値(kW価値)および非化石価値等の対価を含むものとします。
- (6) 買電額の算定期間は、原則として、託送約款等に定める計量期間または検針期間等とします。
- (7) 当社の責でない理由により、一般送配電事業者等から関係する算定期間における買電量の提供がなされない場合、買電額は0円として取扱うことがあります。

9. 買電額のお受取り

- (1) 買電額から系統連系受電サービス料金を控除した金額は、原則として次表の時期に、お客様が別途指定する金融機関口座への振込みによりお支払いいたします。

買電額の算定期間	振込の時期
4月～9月	11月
10月～翌年3月	翌年5月

- (2) 買電量と買電額から系統連系受電サービス料金を控除した金額については、振込の都度、書面または電磁的方法によってお知らせいたします。
- (3) 買取契約消滅後にお客さまが支払うべき金銭債務金が発生し、または残っていた場合、(1)における振込の時期に準じた日までに、当社が別途指定する金融機関口座への振込みにより当社に支払うものといたします。

10. 発電設備等

- (1) 発電設備等の維持管理はお客さまの責任において行っていただきます。
- (2) お客さまは、託送約款等の定めにより、必要な場合には一般送配電事業者等の立入りを承諾していただきます。
- (3) お客さまは、発電設備の発電方式、発電設備容量その他発電設備等の全部または一部の変更を希望される場合には、速やかに当社に連絡して、必要な手続きを行うこととします。
- (4) 買取契約が電力受給の状態または従前の再生可能エネルギー買取制度の認定の内容に比べて不適当と認められる場合には、お客さまは、速やかに、お客さまの費用と責任において必要な手続きを行い、当社と協議の上、買取契約を適正なものに変更することとします。お客さまが当社の求めに応じない場合、当社は、当社が合理的に適正と判断する内容および時期にさかのぼって買取契約を変更することができるものとし、当社が適正と判断する方法で買電額および系統連系受電サービス料金の精算を行なうことができるものとします。

11. 契約内容等の変更

発電者名義および買電額の振込先口座等のお客さまの情報に変更がある場合等は、お客さまは速やかに当社に連絡するものとします。

12. 買取りの停止

- (1) 次のいずれかに該当する場合、当社は買取りを一時的に停止することがあります。
 - (ア) ご使用いただいている電気の供給が停止または制限された場合
 - (イ) お客さまが託送約款等で定められる事項を遵守せず、発電量調整供給を停止された場合
 - (ウ) 政策動向、エネルギー市場環境、電力調達および需要の状況等に重要な変化が生じ、やむを得ず、買取りを一時的に停止させていただくと当社が判断した場合
- (2) 買取りの停止にあたり、当社は適当な処置を実施することができます。

13. 契約の終了

- (1) 発電設備の撤去その他の理由によって、お客さまが買取契約を終了しようとされる場合は、その終了期日の5営業日前までに終了期日を定めて当社に連絡していただきます。なお、ここでいう「営業日」とは、託送約款等により定められる営業日をいいます。
- (2) 買取契約を終了し、新たに他事業者に対して発電余剰電力の買取りを申込む場合は、お客さまがその事業者に対してその申込みを行うこととします。当社は当該事業者からの廃止取次に基づいて、買取契約を終了するものとします。この場合、買取契約は、新たな事業者が発電余剰電力の買取りを開始する日に終了するものといたします。

14. 契約の解除

- (1) 次のいずれかに該当する場合、当社は買取契約を解除し、買取契約を終了させることができます。
 - (ア) お客さまが本要綱に違反し、または当社に虚偽の申込みを行った場合
 - (イ) 上記の他、当社が不適切と判断する行為をお客さまが行った場合
 - (ウ) 政策動向、エネルギー市場環境、電力調達および需要の状況等に重要な変化が生じ、やむを得ず、買取契約を解除させていただくと当社が判断した場合
- (2) 契約の解除は、(1)の(ア)または(イ)については当該事項が判明した時点で速やか

に行います。（1）の（ウ）については、書面で解除の1か月前までに通知いたします。

15. 手続きへの協力

お客さまは、12～14に係る手続きが必要な場合、その書面作成等の手続きに協力していたります。万が一、必要なご協力をいただけない場合、当社はお客さまの同意なく、一般送配電事業者との手続きを実施することができるものとします。

16. 契約終了に伴う買電額の精算

- (1) 買取契約が終了した場合、当社は買取契約の契約終了日までの買電額から系統連系受電サービス料金を控除した金額を、9(1)に定める時期に振込みいたします。
- (2) お客さまが、14(1)の(ア)または(イ)に定める理由に該当して契約が終了した場合、その理由が発生した日以降の買電単価を0円/kWhとして取扱うことがあります。

17. 工事費等の負担

当社が、一般送配電事業者等から、託送約款等に基づき、電力受給に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合、当社は、請求を受けた金額相当額をお客さまにご負担いただきます。

18. 譲渡等

お客さまは、買取契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、またはその権利を担保に供してはならないものとします。

19. 系統連系受電契約に関する対応

- (1) お客さまおよび当社は、系統連系受電契約に関し、託送約款等に基づき、以下のとおり対応することといたします。
 - (ア) 当社は、一般送配電事業者等を代理して、お客さまとの間で、系統連系受電契約を締結いたします。
 - (イ) お客さまが新たに系統連系受電契約の締結を希望される場合、または締結済の系統連系受電契約の内容に変更が生じる場合は、あらかじめ当社に申し出ていただきます。
 - (ウ) 託送約款等に定めるところにより、当社の発電バランシンググループに属しています。ただし、託送約款等にもとづく一般送配電事業者との間の発電量調整供給契約は、当社または当社の発電バランシンググループに属する当社の指定する者が締結を行います。
 - (エ) 送電線の容量が超える可能性がある場合、発電量の出力抑制を行っていただく場合ございます。その場合は当社からお客さまに通知させていただきます。
- (2) お客さまが系統連系受電契約の変更を当社に申し出ていただいた場合、当社は、発電量調整供給契約の変更として、一般送配電事業者等へ申し出いたします。
- (3) 一般送配電事業者等がお客さまとの系統連系受電契約を解約する場合、当社は、お客さまの発電場所に係る発電量調整供給契約を変更いたします。
- (4) お客さまは、系統連系受電契約の消滅後に接続された電気を一般送配電事業者等が無償で受電することについて、系統連系受電契約の締結に際し、あらかじめ承諾することといたします。

20. 系統連系受電サービス料金の支払い

- (1) 当社は、系統連系受電契約において、系統連系受電サービス料金をお客さまから受領し、一般送配電事業者等があらかじめ定める期日までの間、お客さまに代わり一般送配電事業者等に引き渡す業務について、無償でお客さまから受託いたします。
- (2) お客さまは、(1)に基づき、系統連系受電サービス料金について、当社に支払いを行なっていただきます（料金の発生有無については対象エリアの一般送配電事業者が定める託送約款等に則るものといたします。）。なお、系統連系受電サービス料金の当社への支払いは8（買電額の算定）に基づき算定された買電額から控除することを行なうことといたします。
- (3) 当社は、(2)に基づきお客さまから受領した系統連系受電サービス料金について、その都度、お客さまに代わり一般送配電事業者等に支払いを行ないます。
- (4) お客さまは、次に該当する場合、(1)、(2)および(3)によらず、系統連系受電サービス料金について、一般送配電事業者等が指定した金融機関を通じた払込み等により、お客さま自ら一般送配電事業者等へ支払っていただくものとします。
 - (ア) 系統連系受電サービス料金が8（買電額の算定）に基づき算定された買電額を上回る場合等で、当社とお客さま、および当社と一般送配電事業者等のそれぞれにおいて合意がなされた場合
 - (イ) その他託送約款等に基づき、お客さまが直接一般送配電事業者等に支払う事項に該当した場合

21. 当社の免責事項

次のいずれかに該当する場合、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。

- (1) 天候、天災、伝染病、戦争、暴動、労働争議等の不可抗力によって損害を受けた場合
- (2) 発電設備等の故障、劣化、誤作動等により買電量が減少した場合
- (3) 本要綱の5（4）の定めに基づき、申込みの受付または契約手続きを停止した場合
- (4) 本要綱の12（1）の定めに基づき、買取りを停止した場合
- (5) 本要綱の14（1）の定めに基づき、契約を解除した場合
- (6) 一般送配電事業者等からの買電量の提供が遅延し買電額の入金が遅延した場合、また当社の責とならない理由で買電量の提供が行われず買電額の算定ができない場合
- (7) 申込時の誤記入、振込先口座の変更等により、買電額の振込ができなかった場合
- (8) お客さまが本要綱を遵守しないことにより法的責任や損害が生じた場合
- (9) その他、当社の責でない理由により、法的責任や損害が生じた場合

22. 発電量に関する情報の取り扱い

当社は、お客さまの発電量について、気候変動対策・地域経済循環等の分析・検討目的のため、個人が識別できないよう加工や統計処理などを行った上で、分析結果の公表や共同の教育研究機関等に提供する場合があり、お客さまはあらかじめ承諾するものとします。

23. 反社会的勢力の排除

- (1) お客さまは、買取契約の成立時および将来にわたって、自己または自己の役員、経営・事業に実質的に影響力を有する株主、重要な地位の使用人もしくはこれらに準ずる顧問等が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋またはこれらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、および、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（法令により取引が義務付けられているものを除きます。）を有していないこ

とを表明していただきます。

- (2) お客様は、自らまたは第三者を利用して、次のいずれかに該当する行為を行わないことを表明していただきます。
- (ア) 暴力的な要求行為
 - (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (ウ) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (エ) 風説を流布し、偽計を行い、または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - (オ) その他前各号に準ずる行為
- (3) 当社は、お客様が（1）または（2）に違反した場合、お客様に対する何らの催告および自己の債務の提供を要しないで、ただちに契約を解約することができるものとし、お客様は、当該解約を理由として、解約により被った損害につき、損害賠償その他名目の如何を問わず何らの請求もできないものといたします。

2 4. 管轄裁判所

お客様との一切の紛争については川崎簡易裁判所または横浜地方裁判所をもって第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

2 5. その他雑則

本要綱に定めのない事項、または本要綱によりがたい事項は、その都度お客様と当社との協議により定めます。

付則1. 本要綱の実施期日

本要綱は 2025年11月 7日から実施いたします。